



厚生労働省

沖縄労働局 名護労働基準監督署

Okinawa Labour Bureau

新規設立事業場を対象に「労務管理等説明会」を実施しました。

平成28年6月15日から6月22日にかけて、新規設立事業場を対象とした労務管理等説明会を名護労働基準監督署会議室にて実施しました。

説明会は定員を5名程度とした小規模形式で6回に分けて実施し、「労働基準法」、「労働安全衛生法」、「最低賃金法」などに関して、労使間トラブルの多い事項や、法令違反が多い事項を中心に説明を行いました。

質疑応答では、月給制の労働者に関する最低賃金の確認方法や、労働条件通知書の交付に関する事、年次有給休暇の取得に関する事、定期健康診断の実施に関する事など、多くの質問が寄せられました。

📄 使用したリーフレットはこちら

- ・ [労働基準法の基礎知識](#)
- ・ [時間外労働・休日労働に関する協定届](#)
- ・ [沖縄県の最低賃金](#)
- ・ [労働条件通知書（様式）](#)
- ・ [安全衛生推進者の職務](#)
- ・ [お仕事でのケガには、労災保険！](#)
- ・ [「労災隠し」は犯罪です](#)
- ・ [新規起業事業場就業環境整備事業（全基連 案内リーフレット）](#)